

- 12月19日終了週の米新規失業保険申請件数は市場予想を下回り、3週間ぶりに減少した。州別では、カリフォルニアとニューヨークで減少の9割以上を占めたが、2州以外はまちまちに。
- 失業保険継続受給者数の減少ペースは緩慢で、延長給付者総数はおおむね増加基調が続く。失業保険関連や給付指標の動きから、足もとで雇用回復の兆しはうかがえず、今後の動向に注意が必要か。

## 新規失業保険申請件数は70～80万件台が続く

23日に発表された12月19日終了週の新規失業保険申請件数は80万3千件と、市場予想の88万件（ブルームバーグ集計。以下、同じ。）を下回り、3週間ぶりに減少しました。前週からの減少幅は8万9千件と、9月以降で最大でした。州別では、カリフォルニアとニューヨークで減少の9割以上を占めましたが、イリノイの大幅増加など、2州以外はまちまちでした。

このほか、12月12日終了週の失業保険継続受給者数は533万7千件と、市場予想の556万件を下回り、2週間連続で減少しました。

新規失業保険申請件数については、米労働省が8月29日終了週分より季節調整方法を変更したことから、前週との直接的な比較はできないものの、およそ4か月にわたって70～80万件台が続いており、減少は足踏み状態にあります。失業保険継続受給者数については、減少ペースは緩慢なものといえます。

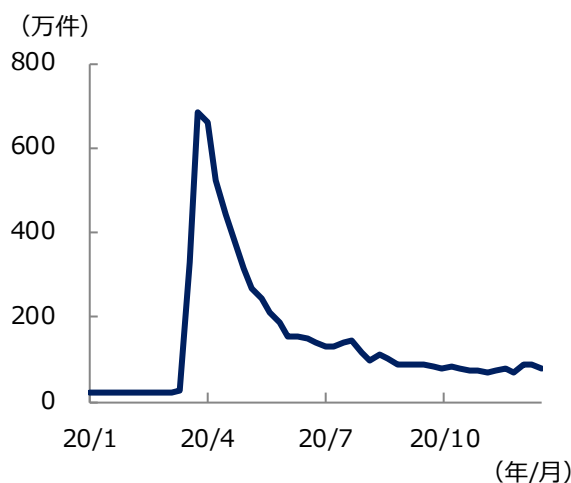
## 指標の動きから雇用回復の兆しはうかがえず

米労働省は3月に成立した「新型コロナウイルス支援・救済・経済保障法」にもとづき、通常の給付期間が切れた失業者に対する最大13週間の延長給付制度（Pandemic Emergency Unemployment Compensation：PEUC）などの失業給付制度拡充策を施行しました。PEUCにもとづく給付者総数の推移をみると、12月5日終了週は2週間ぶりに減少したものの、おおむね増加基調が続いています。

PEUCは12月31日に期限を迎えますが、米国の追加経済対策には失業保険給付額を週300米ドル上乗せする措置の延長が盛り込まれており、給付後の個人消費を一定程度下支えすると見込まれます。

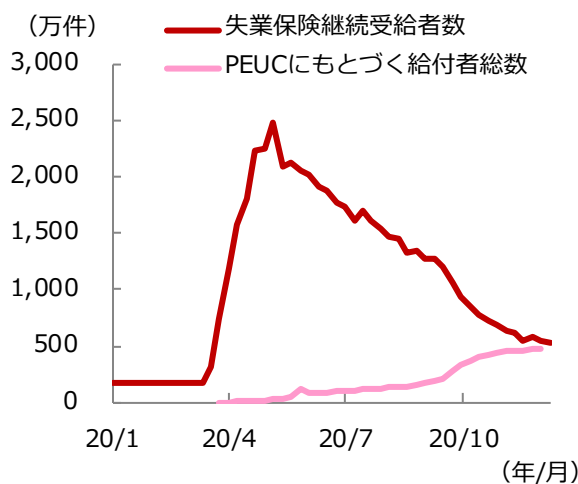
ただし、失業保険関連や給付指標の動きをみる限り、足もとで雇用回復の兆しはうかがえず、今後の動向に注意が必要と思われる。

## 米 新規失業保険申請件数の推移



※期間：2020年1月4日～2020年12月19日（週次）

## 米 失業保険・給付指標の推移



※期間：2020年1月4日～2020年12月12日（週次）  
PEUCにもとづく給付者総数は12月5日まで

出所：ブルームバーグのデータをもとにアセットマネジメントOne作成

※上記は過去の情報および作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※巻末の投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項を必ずお読みください。



アセットマネジメントOne

商号等：アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

## 投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

### 【投資信託に係るリスクと費用】

#### ● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券（リート）などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

#### ● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

##### ■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料：上限3.85%（税込）

換金時手数料：換金の価額の水準等により変動する場合がありますため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額：上限0.5%

##### ■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）：上限 年率2.09%（税込）

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料：上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書（交付目論見書）等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用（上限額等を含む）を表示することはできません。

※ 手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※ 上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※ 投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※ 税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

### 【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。